

(削除)

(平成二十三年度の基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置の特例)

第二条の三 国は、平成二十三年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、同年度について、附則第二条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額のほか、前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する金額を補助する。この場合において、国は、予算で定めるところにより、当該金額及び同年度において当該金額が日本私立学校振興・共済事業団に補助されたとした場合に生じるものと見込まれる運用収入に相当する金額の合算額に達するまでの金額を、税制の抜本的な改革(所得税法等の

設整備支援機構から国庫に納付される納付金を活用して、確保するものとする。

(新設)